

こ 医 薬 第 1 号
令和 6 年 9 月 26 日

保険薬局薬剤師 各位

静岡県立こころの医療センター
院長 大橋 裕



一般名処方に伴う調剤した薬剤の銘柄等の情報提供等について

日頃から当院の診療にご理解とご協力をいただき感謝申し上げます。

さて、当院から発行する院外処方箋について、令和 6 年 10 月 1 日から一般名処方を導入しますのでお知らせいたします。

なお、一般名処方により調剤した薬剤については、平成 24 年 3 月 5 日付け保医発 0305 第 12 号厚生労働省保険局医療課長通知「処方せんに記載された医薬品の後発医薬品への変更について」の 7 により、調剤した薬剤の銘柄等について処方せんを発行した医療機関に情報提供することが規定されていますが、ただし書きに合意が得られている方法で構わないとの規定があることから、調剤した薬剤の銘柄等の情報提供を不要といたします。当院においては、次回患者が持参するお薬手帳により実際に調剤された薬剤を確認しますので、お薬手帳には実際に調剤した薬剤の銘柄等を記載し、患者さんにはお薬手帳を医療機関へ提示するよう指導をお願いします。

また、薬剤師法第 23 条第 2 項に規定される処方変更に関する医師の同意について、別紙に示す内容については、包括的に同意が得られたものとして処方医への同意の確認を不要といたします。

担当：薬剤室
電話：054-271-1135(代)
FAX：054-251-6584(代)

別紙

処方変更に関して、包括的に処方医の同意が得られたものとして個別に処方医への同意の確認を不要とするもの（患者さんの同意が得られていることを前提とする）

	内容	条件等	事後報告の要否 (FAX)
1	調剤方法（一包化・粉碎・混合調剤）の変更	アドヒアランスの向上が認められると薬剤師が判断した場合	必要
2	同一成分の規格・剤形の変更 （一般名処方を含む）	例）普通錠⇔OD錠剤⇔カプセル⇔散剤 20mg錠1回0.5錠⇔10mg錠1回1錠	不要
3	外用剤の規格変更	例）2g5本⇔5g2本	不要
4	同一成分の 先発⇔先発⇔後発⇔後発 への変更	変更不可とされているものは、包括的な同意の対象外とする。	不要

お薬手帳には実際に調剤した薬剤の銘柄等を記載し、患者さんにはお薬手帳を医療機関へ提示するよう指導してください。

令和6年9月26日
静岡県立こころの医療センター